

令和 7 年度ポータルサイトおよび SNS によるプロモーション推進業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

令和 7 年度ポータルサイトおよび SNS によるプロモーション推進業務委託

2 趣旨

この実施要領は、（公財）するが企画観光局が発注する「令和 7 年度ポータルサイトおよび SNS によるプロモーション推進業務委託」（以下「本件」という。）の受託者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本プロポーザルは予算議決前の準備行為として実施するものであり、理事会において予算の減額、否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合があり得るものとする。

3 業務概要

別紙「令和 7 年度ポータルサイトおよび SNS によるプロモーション推進業務委託仕様書」の通り

4 契約期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

5 契約上限金額

9,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 業者選定方式

「公募型プロポーザル方式」とし、提案内容及び見積金額による総合評価とする。

なお、選定にあたっては、書類審査とし、審査基準に基づき選定する。

7 参加資格要件

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、受託候補者に対し、以下の事項を満たしていることを募集の要件とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者でないこと。

イ 官公庁の指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 静岡県暴力団排除条例（平成 25 年条例第 11 号。以下「暴力団 排除条例」という。）第 2 条各号に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者または、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをして

いる者でないこと。

オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

カ 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

キ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

8 公募に関するスケジュール

公募期間	意向申出書受付 開始	令和 7 年 3 月 11 日（火）
	意向申出書 締切	令和 7 年 3 月 17 日（月）まで
	質問の受付期間	令和 7 年 3 月 18 日（火）～3 月 19 日（水）まで
	質問の一斉回答	令和 7 年 3 月 20 日（木）
	企画提案書の受付 開始	
	企画提案書の受付 締切	令和 7 年 3 月 24 日（月） 15:00
	企画提案書に対する、当財団からの質問	令和 7 年 3 月 25 日（火） 午前 ※必要により当財団から企画提案書に関するヒアリングを実施します。
	選考結果 通知	令和 7 年 3 月 28 日（金）
	契約締結（予定）	令和 7 年 4 月 1 日（火）

9 公募開始から提案書提出まで

(1) 意向申出書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記の物を提出すること。

■提出書類：意向申出書（様式 1）、会社等概要（事業内容、法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類）、会社等業務実績

■部数：1 部

■方法：「14 問合わせ先及び応募先」のアドレスまで、電子メールにより提出すること。

■件名：【意向申出書】令和 7 年度ポータルサイトおよび SNS によるプロモーション推進業務委託

■記載事項：会社名、担当部署・担当者名、連絡先(電子メールアドレス、電話)

■締め切り：令和 7 年 3 月 17 日（月）まで

(2) 質問

■方法：「14 問合わせ先及び応募先」のアドレスまで、電子メールにより提出すること。

■件名：【質問】令和 7 年度ポータルサイトおよび SNS によるプロモーション推進業務委託

■記載事項：会社名等、担当部署・担当者名、連絡先(電子メールアドレス、電話)、質問

- 締め切り：令和 7 年 3 月 19 日（水）まで
- 参加意向申出書を提出した業者のみ、質問できる

(3) 質問の回答

- 質問の連絡があった全事業者に対し、令和 7 年 3 月 20 日（木）を目途に、電子メールにより同時に回答する
- 質問の内容により、本プロポーザル方式に公平性を保てない場合には回答しないことがある
- 質問に対する回答は、本要領等の追加又は修正事項とみなす
- 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない

(4) 企画提案書の提出

- 提出書類：様式 2 号、企画提案書、費用見積書、業務実施体制書、実績等
 - 提出方法：電子メールによる。
 - 提出期限：令和 7 年 3 月 24 日（月）15:00
 - 企画提案書：A4、様式・縦横自由、別添の仕様書に基づいて提案を行うこと。但し、以下の内容を含めること。
 - ・具体的な情報発信記事例〔仕様書に沿った内容で、圏域のスポット情報の発信を想定したもの〕
 - ※企画提案書の作成段階では、関係施設等に取材・問合せ等を行わないこと。
 - ・効果的な運営につながる独自提案（ある場合のみ）
 - ・独自提案がある場合は、実施に要する費用についても、本事業の委託料に含むこと。
 - 管理運営体制と業務計画（様式・縦横自由）
 - ・運営体制図
 - ・予定している責任者及び主要職員の略歴
 - ・業務計画
 - 業務に要する経費に関する見積書
 - ・管理運営に係る見積額（一式表現ではなく運営費、制作費、広告費等の詳細を記載し、合計欄には消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること）
 - 直近 2 事業年度の事業報告書及び決算書（貸借対照表、収支（損益）計算書）
 - 法人の定款又はこれに準ずる書類
- 【その他】
- ・提出後の企画提案書等の差替え（追加及び変更等）は、提出期限までの間に限り認める。

(5) 提案書提出後の当財団からのヒアリング

- 提案書提出後、提案内容に対し、必要により、当財団からヒアリングを行う。

- 担当者は、令和7年3月25日（火）午前、Zoom等ウェブミーティングが可能な場所にて、待機すること。（詳細な時間は、提案書提出後、通知する。）

（6）評価方法

- 本件の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を決定するため、審査会を開催する
- 評価方法・基準
 - ・審査会は非公開とし、企画提案書を、評価基準に基づいて、当財団役職者及びデジタルマーケティングの専門知識を有する者（以下「審査員」という。）によって、10「評価基準」に基づき行う。
 - ・いかなる理由があっても、審査会内容は公表しない。

10 評価基準

評価項目	評価基準	配点
1 企画提案内容		40 点
(ア)的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書を的確に踏まえ、当財団の狙いに沿った提案がされているか。 ・テーマ性のある地域ブランディングの趣旨に沿った情報発信記事の提案がなされているか。 ・市場と地域を繋ぐ当財団の役割に沿った、提案がなされているか。 ・全体を通じ、統一された考え方（ポリシー）に基づいた提案がされているか。 	
(イ)実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方法等が具体的で、実現性があるか。 ・目標数値とその達成方法は適当か。 	
2 業務遂行能力		50 点
(ア)実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を円滑に実施するための体制を有しているか。 <ul style="list-style-type: none"> －日本語、英語、中国語（繁体）向けのサイト構築および情報発信に向け専用の人員の確保がなされているか。 －情報処理、事務処理等に優れた人員の確保がなされているか。 ・当財団をはじめ、関連団体と円滑な業務連携が期待できるか。 ・業務スケジュールは、提案内容の実行が可能なものとなっているか。 	
(イ)類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の実績があるか。 	
(ウ)専門知識、適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に関する知識、知見を有しているか。 	
3 経費の妥当性		10 点
	<ul style="list-style-type: none"> ・所要経費・算定根拠が明確に示されていて、合理的な内容であるか。 ・費用対効果に十分配慮した経費となっているか。 	

11 受託候補者の特定

- (1) 受託候補者の特定件数は1件とし、次のとおり特定する。
- (2) 審査委員の採点により受託候補者および次順位者（補欠）を特定する。
- (3) 同点の場合には、再議のうえ委員の多数決により決定するものとする。
- (4) 総合得点満点の6割を最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。なお、応募者全員が最低基準点に満たない場合は、再度公募を実施する。
- (5) 応募者が1者の場合、その提案が最低基準点を満たす場合は、当該提案者を受託候補者とする。なお、最低基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は再度公募を実施する。
- (6) 審査結果は、令和7年3月28日（金）までに、書面により全提案者に通知する。

12 契約について

するが企画観光局は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。

なお、受託候補者との協議が整わない場合、するが企画観光局は受託候補者以外の提案者と順次契約に関する協議を行う。

- (1) 受託候補者選定後、するが企画観光局が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがある。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。
- (2) 選定された受託候補者との契約が成立しなかった場合は、次順位者と協議を行い、契約相手方を決定する（プロポーザルへの参加者が1者の場合を除く。）
- (3) 受託候補者が、この要領に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

13 その他留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とする。
- (2) 提出書類は返還しないと、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用することはない。
- (3) 書類の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 審査経過、審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

14 問い合わせ先及び応募先

公益財団法人するが企画観光局

担当：事業推進本部 マーケティング部 瀬戸脇創太 松下皓子

住 所：〒420-0837 静岡県静岡市葵区日出町1-2 TOKAI 日出町ビル9階

電 話：054-204-6677

F A X：054-205-3639

M A I L：sales@suruga-mtb.or.jp

様式1号

令和 年 月 日

令和7年度ポータルサイトおよび SNS によるプロモーション推進業務委託に係る企画提案
参加意向申出書

公益財団法人するが企画観光局
理事長 久保田 隆 宛

住所

事業者名

代表者名

Ⓜ

令和7年度ポータルサイトおよび SNS によるプロモーション推進業務委託に係る企画提案（プロポーザル）に参加したいので、別添資料を添えて参加意向申出書を提出します。

なお、当該業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領「7 参加資格要件」を満たす者であることを誓約します。

連絡先（担当者）

郵便番号・住所	
所属	
役職	
氏名	
電話番号	
E-mail	

様式 2 号

令和 年 月 日

令和 7 年度ポータルサイトおよび SNS によるプロモーション推進業務委託に係る企画提案書提出

公益財団法人するが企画観光局
理事長 久保田 隆 宛

住所

事業者名

代表者名

Ⓔ

令和 7 年度ポータルサイトおよび SNS によるプロモーション推進業務委託に係る企画提案（プロポーザル）に参加したいので、別添資料を添えて、提案書を提出します。

連絡先（担当者）

郵便番号・住所	
所属	
役職	
氏名	
電話番号	
E-mail	